



はい。10月1日に「野田あすかピアノ演奏会」がございまして参加しました。この企画をしてくださいました文化スポーツ課に感謝申し上げたいと思います。非常に素晴らしく、私個人としては近年にない感動を覚えたところでした。当日は、ピアノ演奏と母親の講演会ということでしたが、母親の体調不良のため、急遽父親が代わりに講演をされました。この講演の内容も素晴らしく、一番驚いたのが発達障害だというのが22歳になって初めて分かったというところで、いろいろな面において人生観とか苦悩など交えての講演でしたが感動しました。出身が宮崎県の小林市とのことでしたが、中学生、高校生、保護者の方も含めて一般の方へもっと広くこういう機会を設けていただき聴いていただいたら感動されるのではと思うところでした。また学校関係もこういう事例は教材とまではいきませんがそれに近いものになるのではと思いました。非常に色々な面で考えさせられることがたくさんありました。本当に良かったと思いました。

次に、10月2日平出水小学校の運動会がありました。他の小学校は9月に運動会を開催済みで、平出水小学校だけが10月2日の開催でした。非常に天気・気候も良くて、良い運動会でした。市長、県議会議員を含め来賓の方々も多く来ておられました。地域・校区一体となった運動会を運営されていたと思うところでした。子ども達が非常に伸び伸びとし、行進と開会式もしっかりとし、特認校ならではの一体感があったように思いました。

10月15日の午前中、教育長もおっしゃいましたが、「市子ども会大会・創作活動大会」に参加しました。例年行っている子ども会大会ですが、一つ気になったのが活動発表で、輪番制で大口校区と田中校区の子ども会活動の発表が予定されていました。教育長もおっしゃったように田中校区から重留西子ども会が発表しましたが、その中で大口校区が出なかったというのが気になりました。コロナ禍で色々な活動が無かったというのがあると思いますが、発表が無かったというのが、大口の一番中心にある校区の中で子ども会活動がなされていないということは、教育日本一を目指す市としては残念なことだと感じる所でございます。内容につきましては先程教育長がおっしゃったように、「伊佐の土での焼き物体験」ということで、子ども達に直接土を練らして作っていくという、子ども達主体の創作活動で良かったのではと思いました。

その後午後からは「市青少年健全育成大会兼伊佐さわやかあいさつ運動推進大会」でした。これも非常に素晴らしく、小学校・中学校の体験発表もございましたし、オープニングでは湯之尾空手道スポーツ少年団の発表がございましたが、非常にしっかりしており指導すればこれまで出来るのだと感じました。その後、小学校、中学校、大口明光学園、大口高校の体験発表等も非常に良かったと思いました。特に大口高校生が頑張っていると感じました。私共はあまり高校生の活動はなかなか耳に入らないのですが、こういうところでの体験発表は非常に良かったのではと思いました。

私の方からは以上でございます。

(森教育長)

はい、久保田委員お願いいたします。

(久保田委員)

はい。10月15日の「市青少年健全育成大会兼伊佐さわやかあいさつ運動推進大会」に参加させていただきました。私の記憶だと「あいさつ運動」と「黄金の俳句」を両方とも入賞した人は今までいなかったと思います。菱刈中学校の3年生の生徒さんがダブルで入賞されましたが、私も早速母親へお祝いの電話をしたところ、大変喜んでくださいました。今朝の新聞の朝刊にも出ていましたが300人の参加だったということで、3年ぶりの開催でしたが、市民の皆さんにも青少年健全育成大会が定着してきていると感じました。色々な場面で子どもとか社会教育功労者が活躍されているのを広めていけたらと感じながら観させていただきました。

10月11日、文化スポーツ課主催の「ボッチャ」の講習会に参加させていただきました。参加された方々から年齢に関係なく取り組みやすいスポーツだという意見がありました。まだ市に道具がないとのことでしたが、是非予算を組んで道具を買っていただけないかと皆さん意欲的に取り組んでいましたので、是非よろしく願います。あと講習会は夜間にありましたが、「菱刈環境改善センター」駐車場の外灯が切れていまして非常に暗く駐車場の線も見えませんでした。前回の定例教育委員会でも事故の

報告がありました。何か事故、怪我等がある前に改善が出来たらと感じました。

以上です。

(森教育長)

はい、長野吉泰委員お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。私からは特にございませんでした。

(森教育長)

菱刈環境改善センターの駐車場の外灯につきましては、夕方でも確認をお願いします。できるだけ早く対応をしてくださるようお願いいたします。

教育長及び委員の報告につきましては以上で終わります。

次に、議事に進みます。

今回は、報告事項が1件、付議事件が1件ございます。

まず、報告事項に入ります。

報告第17号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）について」事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、3ページになります。

本件は、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2項の規定により補正予算第6号について市長に意見を申し出ることについて、緊急やむを得ないと認めたので、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1号の規定により、教育長による臨時代理とし、同条2号の規定により報告するものです。

別紙の一般会計補正予算参考資料をご覧ください。この補正予算第6号については、10月12日に開催された市議会本会議において既に可決されています。それでは、1ページをご覧ください。

(款)10教育費(項)1教育総務費(目)5教職員住宅費145万円のうち、(節)10需用費修繕料130万円は、台風被害に係る大口東小校長住宅車庫、教頭住宅屋根瓦、菱刈中校長住宅テラス屋根の修繕費用で、(節)12委託料15万円は、台風被害に係る曾木小校長住宅の樹木伐採・処分の業務委託の費用です。

(項)2小学校費(目)1学校管理費95万円のうち、(節)10需用費30万円は、台風被害に係る大口東小学校の木造校舎の屋根、温室ガラスの修繕費用です。(節)12委託料65万円は、台風被害に係る羽月小学校、菱刈小学校の倒木処理業務委託の費用です。

2ページをご覧ください。(項)3中学校費(目)1学校管理費(節)10需用費60万円は、台風被害に係る菱刈中学校体育館窓ガラス、自転車小屋屋根の修繕費用です。

(項)6保健体育費(目)2体育施設費(節)10需用費50万円は、台風被害に係る大口弓道場の渡りローカ屋根、市営球場スコアボード、菱刈農村公園グラウンドベンチ屋根の修繕費用です。

全て今回の台風の被害に伴う費用となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局より説明がありましたけれども、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

報告第17号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）について」承認される方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、報告第17号は、承認されました。

次に、付議事件に入ります。

議案第26号「伊佐市奨学生条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

資料は、4ページからになります。本件は、伊佐市奨学生条例を全部改正することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、市長に意見を申し出ることについての議決を求めるものです。

改正の内容については、資料5ページと別紙「資料1」及び「資料2」も併せてご覧ください。

まず、資料2をご覧ください。「主な改正点（令和4年度）」として表にしております。今回の改正は、奨学金の額、返還の期間、返還猶予、免除の特例、延滞利子が主な改正点になります。

資料5ページをご覧ください。

第1条では、有用な人材の育成に加え、ふるさとの活性化を目的ととしてしています。第2条では、学校の定義を学校教育法に規定する学校等とし、保護者に「(これに準ずる者を含む。)」を追記しています。第3条では、奨学金の額を高校生月額2万円以下とし、新たに入学準備金100,000円以内を創設しています。第4条では、貸与期間を規定し、第5条では、願い出について規定し、第6条では、奨学生の決定について規定し、教育委員会が決定するとしてしています。第7条では選考委員会の設置、第8条では、奨学生の異動届出について整理し、第9条では、奨学生であった者の異動届出を規定し、第10条では、奨学金の休止、第11条では奨学金の停止を規定しています。第12条では、奨学金の返還について規定し、これまで12年以内としていたものを、奨学金及び入学準備金を併せて借りた場合は12年以内、高等学校奨学金のみは6年以内、入学準備金のみは5年以内と規定しています。第13条では、奨学金の返還免除を規定し、第14条第1項では、これまでと同じく傷病等による返還猶予を規定し、第2項では、新たに伊佐市に住民登録し、継続して居住し、かつ就業しているときは、返還猶予ができる規定を定めています。第15条では、返還免除の特例を定め、前条第2項に規定する返還猶予が継続して5年となったときは、全部又は一部の返還を免除することができるとしてしています。

資料2の裏面「免除のパターン」をご覧ください。

一番上が現行の返還制度になります。12年以内での返還となりますが、卒業して1年間は据置期間を設定していますので、卒業後1年経ってから返還が開始するということになっています。卒業2年目から返還が始まりまして最長12年で返還をしていくというのが現行の制度となり、免除等の規定はございません。

二つ目の表から免除のパターン例を示してございます。まず、①の高等学校等奨学金のみの貸与の免除パターンになります。高校卒業後直ぐ市内の企業に就業した場合、卒業2年目から返還猶予になります。毎年度返還猶予の届出を行っていただきますが、5年連続して猶予が行われますと全額免除という流れになります。

②の入学準備金のみ貸与の場合ですが、返還期間は5年以内となっており、同じく高校卒業後直ぐ市内の企業に就業しますと、5年間の猶予を経て全額免除ということになります。

③の大学等のみ貸与の場合ですが、返還期間が12年以内となっており、【例3】には大学卒業後直ぐ市内の企業に就業した場合、2年目から5年間の返還猶予を経て、7年目に全額免除ということになります。【例4】は、卒業後一旦市外で就職した者が、4年6か月後に転入し市内の企業に就業した場合を想定しています。4年目の途中で帰ってきた場合、返還猶予は翌年度（5年目）から始まりまして、9年目を過ぎますと残額免除となります。なおこの場合、卒業後2年目から4年目の3年間で返還が完了した分につきましては、本人へ返還することはありません。【例5】は、返還免除が無い場合の例となります。例えば12年間の返還期間を設定した場合に、8年が過ぎて転入した場合は残りの期間が5年に達しませんので、この場合は免除の対象にならないこととなります。資料にあるケースは12年

間の返還期間を設定したものでありますが、10年間の返還期間を設定した場合は、残りの期間が5年より短くなりますので、奨学金貸付時などに丁寧な説明を行っていきたいと考えています。

この条例を12月議会に上程いたしまして、令和5年度からの新規貸与者を対象に適用していくこととなります。なお、猶予期間中に市外転出するなど猶予条件を満たさなくなりますと全額返還ということとなります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局より説明がありましたけれども、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(長野吉泰委員)

はい。確認ですが、市外に就職をされた方は1年据え置きがあって、その後は、猶予期間は無く返還が始まるということでしょうか。

(平崎課長)

はい。そのとおりです。

傷病などの事由による猶予はありますが、基本は返還しなければならないとなっています。

(永野治委員)

よろしいのでしょうか。

(森教育長)

はい。お願いします。

(永野治委員)

この返還猶予は伊佐市に帰ってきたときに申請が必要なのでしょうか。

(平崎課長)

はい。必ず猶予の申請を毎年度行っていただくこととなります。

(永野治委員)

第14条の「継続して居住」というのは、5年ということですね。

(平崎課長)

はい。そのとおりです。

(長野吉泰委員)

卒業して6年間だけ地元に住居し、全額免除後市外に転出する者も発生すると思いますが、そういうケースに対してはどう考えているのでしょうか。

(平崎課長)

はい。基本的には卒業後6年間伊佐市に居ていただければ我々としてはありがたいと思っています。そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、極力出ないように教育委員会だけではなく市としても対応していかなければならないと思います。

(永野治委員)

よろしいのでしょうか。先程の【例4】のケースで、滞納があった場合も全額免除となるのでしょうか。

(平崎課長)

はい。滞納をしていないという条件がありますので免除の対象とはなりません。

(永野治委員)

滞納をしていないという条件があるのですね。分かりました。

滞納というのは1カ月でも滞納の対象となるのですか。

(平崎課長)

はい。そのとおりです。

(長野吉泰委員)

もう一つよろしいのでしょうか。

条例の第2条の「学資の支弁が困難と認められる者」というのは、今まで具体的な規定があったので

しょうか。

(平崎課長)

はい。これまでの条例にも「学資の支弁が困難と認められる者でなければならない」とあるのですが、実際は希望された方は、ほぼ奨学生になっているという実態はございます。令和2年から国の奨学金(日本学生支援機構)あたりで低所得者世帯に対しては給付型を創設していきまして、国の支援制度が充実していますが、低所得者世帯に属さない方が伊佐市の奨学金を借りているようです。伊佐市では、生活が困窮した世帯に限らず、各申請世帯の収入状況等を確認し、学資の支弁が困難と判断されるものについては貸し出しをすることが出来ると現在解釈しています。もともと奨学金制度の在り方としてはこの条文を残した方が良いでしょうということで残しているところです。奨学生の選考については、選考委員会に諮り、選考委員の意見を基に決定されていく流れとなっています。

(長野吉泰委員)

はい、分かりました。

(森教育長)

他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第26号「伊佐市奨学生条例の全部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第26号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議等の討論等に入ります。

前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

教育総務課長をお願いします。

(平崎課長)

はい。本日追加で出しております、資料「県道421号布計山野線道路拡幅工事に係る土地の譲渡について」をご覧ください。県道拡幅に係る山野小学校敷地の一部を県に譲渡することについて、譲渡する土地及び譲渡金額が決まりましたので、皆様にご報告するものであります。資料2ページの地図をご覧ください。②と③が今回道路拡張により県に譲渡する土地となります。②の土地が〇㎡で〇円、③が□㎡で□円、譲渡金額が合計◎円となります。

今後県が12月に県道拡幅工事の入札を行います。年明けから工事着工の予定であります。市側が行う工事につきましては、小学校敷地内の正門やフェンス柵等の工作物の撤去及び移設を県の工事にあわせて着工することとしています。この工事は市が発注しますが、県から移転補償費が市へ支払われる予定となっています。

私の方からは以上です。

(森教育長)

はい。山野小学校の敷地が狭くなるということでございます。

校舎のぎりぎりまで道路が来るというのは気になるのですが、仕方がないと言えば仕方がないと思います。

その他ございませんでしょうか。久保田委員お願いします。

(久保田委員)

伊佐さわやかあいさつ運動のことなのですが、私は毎月菱刈小学校の方へ行っています。青少年健全育成大会もかなりの方が参加していただいたところですが、この参加者の中にもあいさつ運動にそれぞれの校区で参加されている方は、多数いらっしゃると思います。市を挙げて活動を推進していますが、あいさつ運動に順番で教育委員会から職員の方が1人いらっしゃる際、教育委員会の方があいさつ（自己紹介）をする場がありません。参加されている皆さんは教育委員会の方が来られているのは分かっていますが、何課の誰なのかというのが分からず気にされている方もたくさんいらっしゃいます。せっかく来ていらっしゃるのに、形式ばったことではないですけれども、あいさつをする場を設けていただけたら良いのかと思うところでした。

以上です。

(森教育長)

社会教育課の方で、始めか最後のところで、「よろしく申し上げます」とか「ご苦勞様でした」というようなことを考えておいてください。

(中村課長)

はい、分かりました。

(森教育長)

その他皆様方から何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、特にないようですので、これをもちまして、令和4年第10回定例教育委員会を閉会いたします。

(茶園係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。